

後期 第三問

平成23年9月23日、Xは、友人であるYと裕福なA宅に金品を強取することを共謀し、日本刀をはじめとする凶器を準備した。

平成23年10月1日午前1時半頃、X及びYはA宅の表入口横の窓から屋内に侵入し、Xはそのまま奥6畳間で就寝中のAの妻Bと長男Cを起こし、所携の日本刀を突き付け脅迫し、Yは出刃包丁等の凶器を携えて表6畳間の間に入り、Aを起こし、出刃包丁を突き付け脅迫して、反抗を抑圧しようとした。

しかし、Aはいち早く助けを求めて、窓ガラスを割って戸外に脱出し、大声で叫びだしたため、金員奪取の目的が達成できなくなった。その際に、Aは窓ガラスの破片で足に傷害を負っている。

金員奪取の目的を達成できなくなったため、XとYは逃走しようとしたところ、Cが追ってきたため、逮捕される危険を感じ、日本刀を振り回し、Cの下腹部を日本刀で突き刺し死亡させた。

日本刀を振り回した際に近くにいたYにも日本刀が刺さり、Yも重傷を負った。

X及びYの罪責を検討せよ。

最高裁昭和24年5月28日第二小法廷判決参照